

国際物流拠点産業集積地域について



平成27年7月
沖縄県 商工労働部

国際物流拠点産業集積地域の概要

目指す姿

高付加価値型のものづくり企業や新たな高機能型の物流企業といった臨空・臨港型産業の集積

対象地区・対象産業

- 対象地区: 那覇市・浦添市・豊見城市・宜野湾市・糸満市の5市、うるま・沖縄地区
- 対象産業: 製造業、こん包業、倉庫業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、航空機整備業等

優遇措置

※詳細は次ページ以降を参照

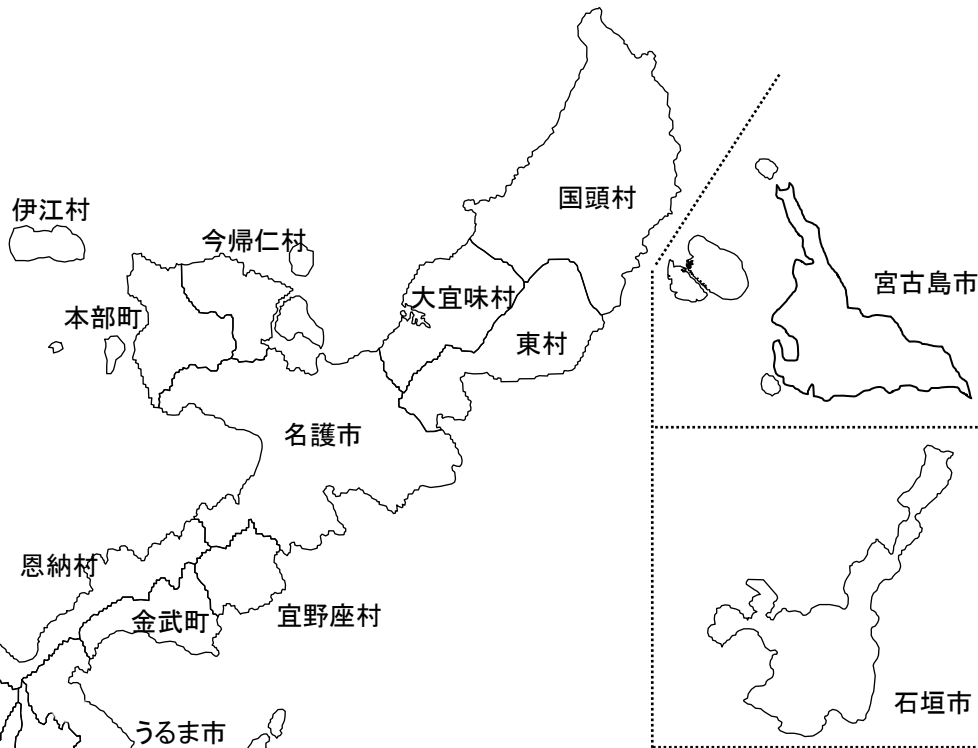
- ①投資税額控除(機械・装置15%、建物等8%) ※(特別)事業認定を受けずに利用可能
- ②特別償却(機械・装置50%、建物等25%) ※(特別)事業認定を受けずに利用可能
- ③所得控除(40%控除) ※特別事業認定を受けた法人が対象
<①、②、③は選択制>
- ④保税地域に係る特例措置(許可手数料の軽減、選択課税制度等) ※事業認定を受けた法人が対象
- ⑤事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除等

<参考: 沖縄の物流環境の特徴>

- 目覚ましい発展を遂げるアジアとの地理的近接性(飛行機で4時間以内の距離にソウル、上海、香港、マニラなどアジアの主要都市)
- アジア及び国内の各都市を結ぶ那覇空港の国際航空貨物ハブ
- 那覇空港は国内では数少ない24時間空港
- 那覇空港滑走路増設事業に着工(H31年度末に供用開始予定)
- 那覇空港と那覇港の近接性(約10分)

国際物流拠点産業集積地域として指定されている区域

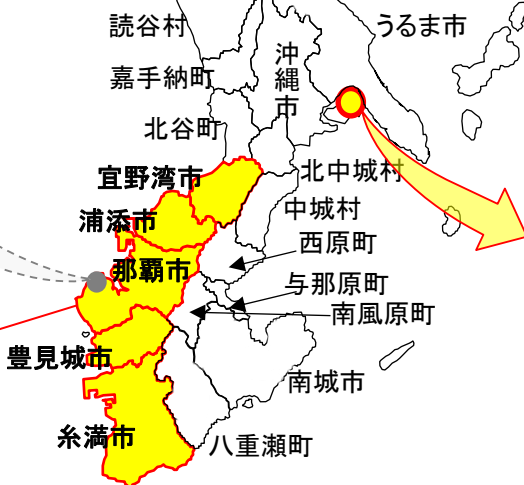
対象地域	
旧 (~H26.6.17)	新 (H26.6.18~)
那覇地区	那覇市 宜野湾・浦添・豊見城・ 糸満地区
那覇空港地区	
那覇港地区	
—	
—	
—	浦添市
—	豊見城市
—	宜野湾市
—	糸満市
うるま地区(旧特自貿)	うるま・沖縄地区



(参考)
旧: 那覇地区・那覇空港地区・那覇港地区



※旧3地区の区域(上図青枠内)は、新たに指定された那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区の区域に内包されている。



那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区

うるま・沖縄地区 ※下図の赤枠内



※上図の青枠・斜線部分は、旧うるま地区(特自貿)の区域

税制優遇措置の対象事業

※下線は、平成26年度税制改正により追加した事業

① 製造業

新たな製品の製造加工を行い、当該製品を販売する業。



③ 梱包業

運送のために物品の荷造り又は梱包を引き受ける業。



⑤ 倉庫業

倉庫に物品を保管する業。



② 特定の機械等修理業

機械や家具等を修理する業であって、国際物流拠点を活用するもの。



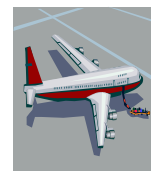
④ 特定の無店舗小売業

店舗を持たず、インターネット等で広告を行い、通信手段によって注文を受け商品を販売する業であって、国際物流拠点を活用するもの。



⑥ 航空機整備業

航空機又はその装備品の整備・修理等を行う業



⑦ 道路貨物運送業

自動車等により貨物の運送を行う業。



⑧ 特定の不動産賃貸業

一定の規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸する業。



⑨ 卸売業

有体的商品を購入し、小売業や他の卸売業等に販売する業。
軽度の加工、取付修理を含む。



特定国際物流拠点事業

(投資税額控除・特別償却・所得控除)

国際物流拠点産業

(投資税額控除・特別償却)

※ **国際物流拠点産業**: 国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾や空港において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業。
特定国際物流拠点事業: 国際物流拠点産業に属する事業のうち、国際物流拠点を中核とした集積の形成が特に見込まれるもの。

税制優遇措置の具体的内容 ①投資税額控除・特別償却

※下線は、平成26年度税制改正により追加されたもの。

税の種類	根拠	対象法人	内容
投資税額控除 法人税【国税】	沖振法第48条第1項 租特法第42条の9 租特施行令第27条の9	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する ①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計が1,000万円を超えるもの ②機械・装置で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新・増設した青色申告法人	・機械・装置の取得価額の15%、建物及びその附属設備の取得価額の8%を法人税額から控除 ※取得価額の限度額：各事業年度あたり合計20億円 ※税額控除の限度額：各事業年度の法人税額の20% ※繰越可能年数：4年
特別償却 法人税・所得税【国税】	沖振法第48条第1項 租特法第12条、第45条	同上 (特別償却は個人事業者も対象)	・機械・装置の取得価額の50%、建物及びその附属設備の取得価額の25%を特別償却。 ※取得価額の限度額：各事業年度あたり合計20億円

<参考>

1. 「機械装置」の範囲

- 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表二の「機械及び装置」が対象
※食料品製造業用設備、化学工業用設備、電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備など

2. 「建物」の範囲

- 全対象事業共通：工場用の建物
- 以下の事業については、工場用の建物に加え、以下の建物が対象
 - ・無店舗小売業：事務所用、作業場用又は倉庫用の建物
 - ・機械等修理業：作業場用又は倉庫用の建物
 - ・不動産賃貸業：倉庫用の建物
 - ・航空機整備業：事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物

3. 「建物の附属設備」の範囲

- 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表一の「建物付属設備」が対象
※電気設備、冷暖房・ボイラー設備、エレベーターなど
※対象となる附属設備は、建物と同時取得したものに限られる。



投資税額控除と特別償却は、事業認定を受けずに利用可能！

(参考) 投資税額控除・特別償却を活用した場合の減税イメージ

(A社)

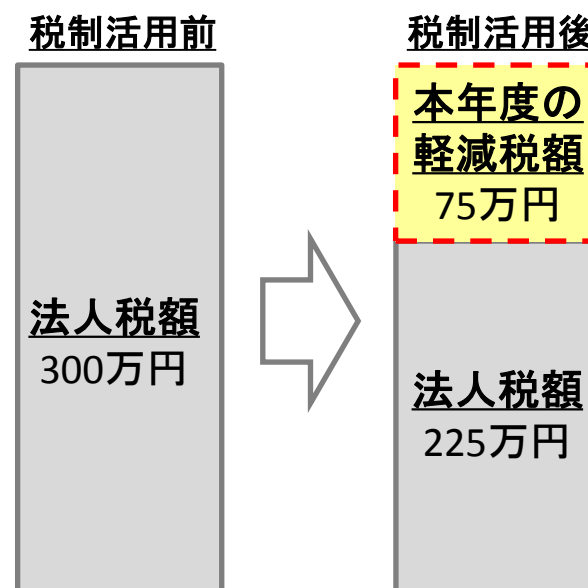
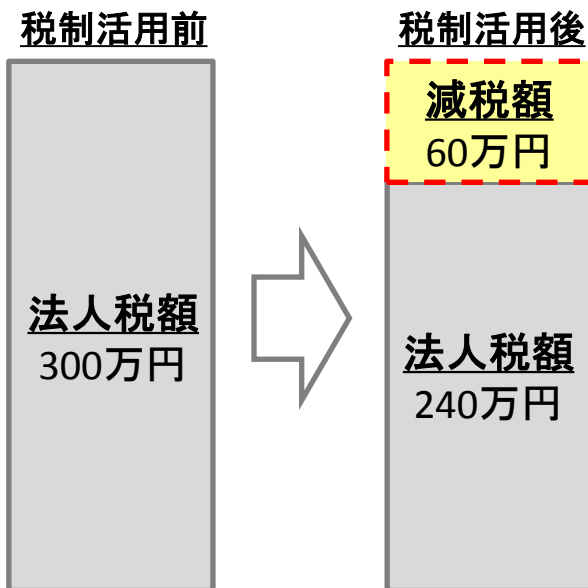
- ・所得金額: 1,200万円
- ・設備の取得価額: 600万円 ※購入設備は税額控除の対象となる機械(普通償却率0.100)とする。
- ・法人税額: 300万円 ※法人税(国税)率は25%として算出

投資税額控除を活用した場合

- ・控除額: 「 $600万 \times 15\% = 90万円$ 」のうち、60万円
※税額控除の上限が60万円($300万 \times 20\%$)であるため。
- ⇒ 税制活用後の法人税額: 240万円 ($300万 - 60万$)

特別償却を活用した場合

- ・特別償却活用後の所得: 900万円 ($1,200万 - \frac{600万 \times 50\%}{\text{特別償却額}}$)
- ※元々の所得(1,200万)は普通償却額のみを損金算入したときの額
※税制活用後の償却額: $360万円 (\frac{600万 \times 0.100}{\text{普通償却額}} + \frac{600万 \times 50\%}{\text{特別償却額}})$
- ⇒ 税制活用後の法人税額: 225万円 ($900万 \times 25\%$)



※限度額を超えた額(30万円)は、翌年以降(4年間)に繰越可能

※法人税(国税)の減額に伴い、法人税額等を課税標準とする地方税(県民税等)についても一定程度の減額となる。

税制優遇措置の具体的内容 ②所得控除

※下線は、平成26年度税制改正により変更したもの

税の種類	根拠	対象法人	内容
所得控除 法人税【国税】	沖振法第48条第2項 租特法第60条 租特施行令第36条	特別事業認定を受けた 青色申告法人 <u>※県知事が認定</u>	特別事業認定を受けた法人について、その設立から10年間、各事業年度の所得金額の40%を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

<特別事業認定の要件>

①事業認定(保稅地域に関する認定)を受けていること

②区域内で設立された法人※1であること

③区域内に本店又は主たる事務所を有すること

④常時使用する従業員の数が15人以上であること

⑤設立から10年以内であること

⑥区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと

⑦区域外事業所では、一定の業務※2以外の業務を行わないものであること

⑧区域外の事業所における従業員数が常時使用する全従業員数の20%又は5人のいずれか多い人数以下であること



「特別事業認定」を受けるためには、
まず「事業認定」を受けることが必要！

特別事業認定: 所得控除を受けるために必要な認定(県知事が認定)
事業認定: 保稅地域に関する特例措置を受けるために必要な認定(主務大臣が認定)

※1: 「区域内で設立された法人」とは、原則、平成26年6月18日以後に設立された法人をいう。ただし、下記の地区内で設立された法人については、下記の日付以後に設立されたものが対象となる。

- 旧・那覇地区 : 昭和62年12月9日
- 旧・中城湾港新港地区 : 平成11年3月31日
- 旧・那覇空港地区・那覇港地区 : 平成25年2月8日

※2: 「一定の業務」とは、以下の業務をいう。

- 役務や物資、製品に関する調査を行う業務
- 役務や物資、製品の広告・宣伝を行う業務
- 役務や物資、製品等の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- 役務や製品に関する情報の提供を行う業務
- 製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- 上記業務に付随する業務

(参考) 所得控除を活用した場合の減税イメージ

(A社)

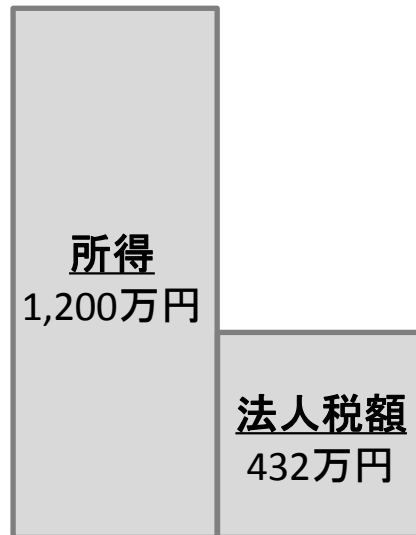
- ・所得金額: 1,200万円
- ・法人税額: 432万円

※法人税率(国税+地方税)は36%として算出

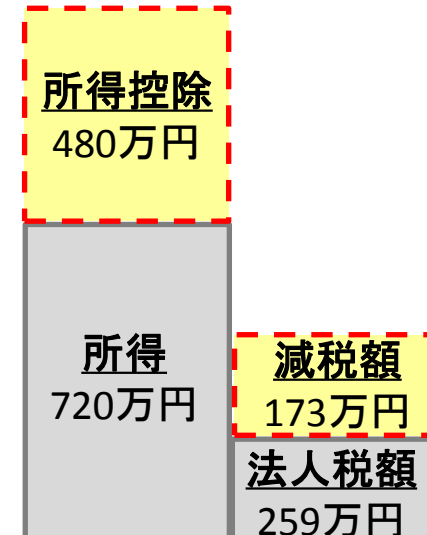
所得控除を活用した場合

- ・所得控除額: 480万円 ($1,200万 \times 40\%$)
 - ・税制活用後の法人税額: 259万円 ($((1,200万 - 480万) \times 36\%)$)
- ⇒ 約173万円 ($432万 - 259万$) の減税効果

税制活用前



税制活用後



税制優遇措置の具体的内容 ③保税地域に係る特例措置

税の種類	根拠	対象法人	内容
保税地域の許可手数料の軽減【関税】	沖振法第46条	事業認定を受けた事業者 (個人事業者を含む) ※主務大臣が認定	対象地域内で保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けたものが納付すべき当該許可に係る手数料を2分の1に軽減する。
保税地域における課税物件の確定に関する特例【関税】	沖振法第47条	事業認定を受けた事業者 (個人事業者を含む) ※主務大臣が認定	外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、原料に対する関税率と製品に対する関税率とのいずれかを選択できる。 ※通常は原料課税一択(関税法第4条第1項第2号)

<事業認定の要件>

1. 「総合保税地域」の許可を受けて施設等の管理・運営を行おうとする者の場合 (沖振法施行令第16条第1項)
 - 外国から本邦に到着した貨物の蔵置等を行う相当数の者の事業の用に供される施設の設置・運営等を行うものであること
 - 特区内で所有・管理する土地及び施設について、総合保税地域の許可を受けて、その設置・運営を行おうとするものであること
 - 関税法上の総合保税地域に関する要件(暴力団員等でないこと、業務を遂行する十分な能力を有すること等)を満たすものであること
2. 「保税蔵置場、保税工場、保税展示場」の許可を受けて事業を行おうとする者の場合 (沖振法施行令第16条第2項第1号)
 - 特区内の土地又は施設について保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けようとするものであること
 - 関税法上の保税蔵置場等に関する要件(暴力団員等でないこと、業務を遂行する十分な能力を有すること等)を満たすものであること
3. 総合保税地域の許可を受けた者が所有・管理する土地や建物で事業を行おうとする者の場合 (沖振法施行令第16条第2項第2号)
 - 上記1の形で認定を受けた者が所有・管理する特区内の施設等において事業を行おうとするものであること
 - 暴力団等でないこと、業務を遂行する十分な能力を有すること等を満たすものであること

※事業認定は、保税地域の許可そのものを与えるものではないため、事業認定を受けた事業者は、これとは別途、税関長による保税地域の許可を得る必要がある。(ただし、事業認定を有する者への税関長の許可については、一般的に、通常よりも迅速に行われる。)

税制優遇措置の具体的内容 ④地方税の減免

税の種類	根拠	対象法人	内容
事業税 【県税】	沖振法第49条 地税法第6条	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する1,000万円を超える設備を新・増設した法人	新・増設から5カ年間、新・増設に係る事業税の課税免除
不動産取得税 【県税】			① 左記設備に該当する家屋の取得 ② 上記①の家屋の敷地である土地の取得 に対する不動産取得税の課税免除
固定資産税 【市町村税(、県税)】	沖振法第49条 地税法第6条	対象地域内において、国際物流拠点産業の用に供する ①1,000万円を超える設備 ②100万円を超える機械・装置 を新・増設した法人	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、5年間、課税免除 ※原則として市町村税。ただし、大規模償却資産の取得価額のうち、一定の限度額を超える額については県税。
事業所税 【市町村税】	地税法附則 第33条	那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設であって、 ①当該施設に設置される機械・装置の取得価額の合計額が1,000万円以上であるもの ②当該施設に係る建物・附属設備の取得価額の合計額が1億円以上であるもの を新設した法人	左記施設において行う事業に対して課する事業所税のうち、資産割について、その課税標準となるべき事業所床面積の算定の際に、5年間、当該事業所の床面積を2分の1であるものとして計算する。

※土地については、取得の日から1年以内に家屋の建設の着手をした場合に限る。

※家屋、土地等については、直接業務に供しない部分は課税免除の対象外。

※地方税の減免については、地方税法等の規定に基づき、沖縄県及び各市町村が定めるもの。

国際物流拠点産業集積地域に関する問合せ先



沖縄県商工労働部
企業立地推進課立地企業支援班
電話:098-866-2770

または



内閣府政策統括官(沖縄政策担当)
産業振興担当参事官室
電話:03-6257-1688